

差押物品の公売会開催のお知らせ

●問い合わせ 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117

町税の滞納処分により差押えた物品(約30点)の公売会を次のとおり開催します。入札の際には、税務課での配布の他にホームページにも掲載している「入札の手引き」を必ずご確認ください。

- 入札期間 7月1日(木)～17日(土) 正午まで
※入札期間後に提出(郵送の場合は配達)されたものは、全て無効となります。
- 必要なもの
・入札書
・入札書提出用封筒
・本人確認書類の写し(免許書、パスポートなど)
- 場所 役場税務課 管理係
- 落札者決定の連絡 7月17日(土)に行う開札後、順次連絡します。
- 代金納付・物品の引き渡し期限 7月19日(月)～30日(金) 正午まで
※物品の引き渡しは、代金と引き換えに税務課で行います。
※引き渡し後の返品はできませんのでご注意ください。

【公売物品例】



「ブレードレスファン」
見積金額：500円



「姿見」
見積金額：300円



「食器」
見積金額：300円



「花瓶」
見積金額：500円



「グローブ」
見積金額：300円



「菓子器・茶托セット」
見積金額：400円

※この他の物品についての情報や、入札に関する詳しい情報は、ホームページをご確認ください。また、入札の手順や物品の詳しい状況についてお尋ねがある場合は、税務課までご連絡ください。



◀二次元バーコードを読み取ると、町ホームページを確認できます。
<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji00310943/index.html>

【町税滞納処分の実施】

納期内に支払いがない人には、督促状や催告状を送付していますが、それでもなお支払いがない場合には、徴税吏員の権限により財産調査を行います。

調査の結果財産があるにも関わらず、支払いをされない人については、差押えなどの滞納処分を行う場合があります。

失業や病気などの特別な事情により支払いが難しい場合には、必ずご連絡ください。

令和3年度保険料 免除申請の受付開始

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

経済的理由や災害などにより保険料を納めることが困難であると申請して認められた場合に、保険料の全額または一部の納付が免除される免除制度があります。

- 対象 本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の人
- 免除期間 7月～翌年6月
※失業した場合も申請することで、保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。
- 必要なもの 免許証などの身分証明書
失業の場合…離職票、または雇用保険受給資格者証
学生の場合…学生証、または在学証明書

令和3年度保険料と受給割合

	保険料	老齢基礎年金の受給割合
全額免除	0円	8分の4
4分の3免除	4,150円	8分の5
半額免除	8,310円	8分の6
4分の1免除	12,460円	8分の7
全額納付	16,610円	8分の8

■保険料の猶予・特例制度

納付猶予
50歳未満の人で国民年金保険料を納めることが困難な人は、申請をして認められた場合は、保険料を納めることが猶予されます(学生は対象外)。

学生納付特例
学生で前年所得が基準額以下の人は、申請をして認められた場合は、保険料を納めることが猶予されます。



■「免除・猶予・特例」と「未納」の違い

障害・遺族年金も保障

免除・猶予・特例の全ての期間を、国民年金から支給される障害基礎年金と遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができ、万一の場合に満額保障されます。

●「免除・猶予・特例」比較表

	納付	全額免除	一部免除※	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族基礎年金(受給資格期間に参入されるか?)	○	○	○	○	×
老齢基礎年金	受給資格期間に算入されるか	○	○	○	×
	年金額に反映されるか※反映率	1	2分の1	8分の5～8分の7	0

※一部免除承認後の保険料を納付していることが必要。

■産前産後期間の保険料免除制度があります

●免除対象期間の例

単胎妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

4月	5月	6月 免除対象月	7月 免除対象月	8月 免除対象月	9月 免除対象月	10月
----	----	-------------	-------------	-------------	-------------	-----

↑ 出産予定日または出産日が属する月(産後の届け出の場合は出生日)

多胎妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

4月 免除対象月	5月 免除対象月	6月 免除対象月	7月 免除対象月	8月 免除対象月	9月 免除対象月	10月
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----

※出産予定日の6カ月前から届出可能です。
※産前産後免除の期間は年金受給資格期間に計算される上、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

出張年金相談所をご利用ください

毎月第3金曜日に、年金事務所相談員による「出張年金相談所」が、オークスプラザに開設されています(予約制)。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。

- 年金に関する問い合わせ
熊本西年金事務所 ☎096(353)0142
(自動音声案内「1」→「2」)
- 出張年金相談所の予約
役場住民課 住民係 ☎096(293)3112